

収入・無収入申告書（新型コロナウイルス感染症用）【令和3年度相当分用】

令和 年 月 日

板橋区長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

国民健康保険料の減額・免除の申請にあたり、私の世帯収入等は、次のとおり、2021年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償額等により補填されるべき金額を控除した額）が2020年の当該事業収入等の額の10分の3以上であることに相違ないことを申し立てます。

なお、記入内容に変更等があった場合は、速やかに区に届け出ることに同意します。

また、記入内容が事実と異なる場合は、国民健康保険料の減免の決定を取り消され、板橋区国民健康保険条例第29条の規定に該当する場合は、過料が科されることに同意します。

※裏面参照

- ・主たる生計維持者の雇用保険受給資格 無 ・ 有（有の場合は非自発的失業者軽減制度適用の可能性があります。
- ・下表1・2の太枠内を記入してください。 ↑ ○をつけてください。 ・  部分は記入不要です。

◎2020(令和2)年中の収入状況(主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者) <表1>

氏名	職業	収入の種類 ※1	収入金額	所得金額※2 (必要経費控除後)	
a 主たる生計維持者 (1名のみ記入)	※1収入の種類について、(1)には、「事業・給与・不動産・山林」のみ記入してください。 ※2所得金額について、収入の種類が事業・不動産の場合は、必要経費控除後の金額(確定申告書Bの①、③)を記入して下さい。 ※給与の場合は、所得金額の記入は不要です。	(1) コロナウイルスの影響により減少が見込まれる事業等の2020年の収入金額等(年間)	あ) (ア)	(エ)	
			い) (イ)	(オ)	
			う) (ウ)	(カ)	
		小計	(キ)	(ク)	
		(2) 減少が見込まれない事業等の2020年の収入金額等(年間)			
		小計		(ケ)	
a 主たる生計維持者の合計額 (1) + (2)				(コ)	
a 以外の国保加入者 (いる場合のみ)		2020年の収入金額等(年間)			
a 以外の国保加入者の合計額				(サ)	
計 (コ) + (サ)				(シ)	

◎2021(令和3)年中の収入見込額(主たる生計維持者) <表2>

収入減となった理由・経緯	コロナウイルスの影響による事業の廃止 ・ 失業 ・ 収入の減少			計 (b) + (c)
	収入の種類	収入金額 (b)	補填される金額 (c) (0円の場合は0と記入)	
(3) コロナウイルスの影響により、減少が見込まれる事業等の2021年の収入見込額(年間) 【主たる生計維持者のみ】	あ)			(ス)
	い)			(セ)
	う)			(ソ)
	合計額	(タ)		(チ)
(4) 減少が見込まれない事業等の2021年の収入見込額(年間) ※ある場合のみ 【主たる生計維持者のみ】			↑補填される金額とは、保険金・損害賠償等のことです。 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金・持続化給付金等)については、含めないでください。	
合計額	(ツ)			

←○をつけて下さい。

※左欄(3)の(b)を記入する際は、裏面の「主たる生計維持者の減少が見込まれる事業等の2021(令和3)年中の収入計算書」をご使用ください。

※以下は記入しないでください。

- あ) 事・給・不・山      い) 事・給・不・山      う) 事・給・不・山      ※0.3以上で該当
- ① 3/10判定  = 1 - { (ス) ÷ (ア) }       = 1 - { (セ) ÷ (イ) }       = 1 - { (ソ) ÷ (ウ) }
- (コ) 注) 主・合所      (ケ) 減少以外の所得計      (ク) 注) 主・合所
- ② 1000万判定 >       ③ 400万判定 >       ④ 【別表第2】判定  ※事業廃止・失業の場合は300万以下と同じ
- ↓ 医・支・介      B(エ) (オ) (カ)のうち①該当分又は(ク)      C(シ) 主・被保合所
- ⑤ 対象保険料 賦課額 A ×  ÷

**主たる生計維持者の減少が見込まれる事業等の2021(令和3)年中の収入計算書**  
(表面<表2>(3)の(b)収入金額を記入する際にご使用ください。)

2021年 (令和3)	コロナウイルスの影響により、減少が見込まれる事業等の2021(令和3)年中の収入見込額 ※「減少が見込まれる事業等」に該当する収入の種類とは、給与・事業・不動産・山林いずれかの収入です。 ※減少とは、2020年と比べて2021年中の各年間収入が3/10以上少なくなることをいいます。		
	収入の種類 ( )	収入の種類 ( )	収入の種類 ( )
	収入金額	収入金額	収入金額
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

※確定している月は実績を、未確定の月は見込みの金額を記入してください(賞与等も含む)。

東京都板橋区国民健康保険条例  
第29条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金その他この条例の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

**<非自発的失業者の保険料の軽減制度(会社都合等のやむを得ない理由により離職された方の保険料の軽減)について>**

※主たる生計維持者が「64歳以下の被保険者」で雇用保険受給資格者証がある場合  
⇒下記対象に該当する場合は、非自発的失業者の保険料軽減(以下、非自発軽減)制度が優先適用となるため、非自発軽減申請をおこなってください。

- ◆対象 象： 離職日現在64歳以下で、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方(解雇、倒産、雇い止めなどの理由で離職)
- ◆軽減内容： 対象者における保険料算出根拠となる年の給与所得を30/100とみなして算出します。
- ◆軽減期間： 離職日の翌日の属する月から翌年度末まで
- ◆届出 出： 雇用保険受給資格者証(原本)・国民健康保険証・マイナンバー(個人番号)がわかるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)・委任状(別世帯の方がお届けの場合)を持参のうえ、届出が必要です。【郵送による申請をご希望の場合は、板橋区HPをご覧ください。】

※新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免(以下、コロナウイルス減免)申請後に、非自発軽減制度に該当することが判明し、非自発軽減申請をする場合は、コロナウイルス減免申請を取り消すこととなりますので、ご注意ください。